

野洲市スポーツ推進計画

(中間見直し)



平成28年3月 策定
令和2年11月 中間見直し
野洲市教育委員会

目 次

序 章 野洲市スポーツ推進計画の策定方針	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画策定のねらい	3
3. 計画策定の基本的な考え方	3
4. 計画策定におけるスポーツの捉え方	3
5. 計画の期間	3
6. 計画の中間見直しにあたっての目標とする指標の状況把握	4
第1章 基本理念と基本方針	6
第2章 野洲市のスポーツの現状と課題	7
1. 市民のスポーツの現状と課題	7
2. 競技スポーツの現状と課題	8
3. スポーツ施設の現状と課題	9
4. 学校体育・スポーツの現状と課題	9
第3章 基本的な施策	10
第4章 施策の展開	11
1. 自ら行うスポーツ活動の推進	11
2. 子どものスポーツ環境の充実	12
3. スポーツを楽しむ地域づくり	14
4. スポーツ施設の整備と充実	15
5. スポーツ交流・支えるスポーツの促進と情報の発信	16
むすび 本計画の推進のために	17
資 料	19
基本的方向と施策の体系	20
第2期スポーツ基本計画（スポーツ庁）	21
第2期スポーツ基本計画のポイント	22
スポーツ実施状況調査業務報告書	23
第2次野洲市総合計画策定にかかる市民意向調査より	23
全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果	24
総合型地域スポーツクラブ会員数	25
総合型地域スポーツクラブのメニュー（令和元年度）	25
スポーツ施設利用者数	26
野洲市スポーツ少年団団員数推移	27
令和2年度野洲市スポーツ少年団加盟団体一覧	27
令和2年度野洲市スポーツ協会加盟団体一覧	28
第2期スポーツ基本計画概要（スポーツ庁）	29
第2期滋賀県スポーツ推進計画基本方針・政策・展開方針	34
中間見直しの策定経過	35
野洲市スポーツ推進審議会委員名簿	37
野洲市スポーツ推進審議会に関する条例	38
野洲市スポーツ推進審議会に関する規則	39

序章 野洲市スポーツ推進計画の策定方針

1. 計画策定の趣旨

今日、スポーツを取り巻く環境や状況が大きく変化している中、社会では、プロスポーツ界の発展、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催と2025年滋賀国スポ・障スポの開催内定などによりスポーツに対する関心が高まっています。

また、健康意識の向上に伴い家庭や地域でのウォーキングや健康新体操などへの取り組みも広まり、スポーツの持つ価値や社会的な役割が高まっています。

一方、国では平成23年8月にそれまでの「スポーツ振興法」を改正し、新たに「スポーツ基本法」として施行され、新しい時代のスポーツの基本理念を示しました。

この「スポーツ基本法」では、前文で「スポーツは心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自立心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身共に健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することができる機会が確保されなければならない。」と謳っています。

また、第4条では、地方公共団体の責務として、「その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と定め、第10条では「その地方の実情に即したスポーツ推進に関する計画を定めるよう努めるものとする。」と明記されました。

国では、上記の「スポーツ基本法」を受け、平成24年3月に「スポーツ基本計画」が策定されました。また、滋賀県でも平成25年3月に、スポーツ推進の基本的な考え方方針をまとめた「滋賀県スポーツ推進計画」を策定し、平成30年3月に「第2期滋賀県スポーツ推進計画」を策定しました。

本市では、平成19年4月に「野洲市スポーツ振興計画」を策定し、スポーツ活動の振興を図っておりますが、上記のとおり「スポーツ基本法」の施行により、新たに本市の実情に即したスポーツの推進と発展に向け、これから生涯スポーツ社会を見据えた基本的な施策の方向を明確にすることと、その実現のために、どのようなスポーツ施策を、どのように推進していくかを明らかにしていく必要があります。

スポーツの果たす意義は、個人の健康の維持増進や体力の向上だけでなく、青少年の健全育成や地域社会の活性化、市民のコミュニケーションの場として重要となっています。

こうしたことから、スポーツを通じて、市民が幸福で活力ある生活を営むことができる施策を進めるために、「野洲市スポーツ振興計画」に替わる、今後10年間の目標を示した「野洲市スポーツ推進計画」を策定するものです。



総合体育館で元気いっぱい体操を行う市民

中間見直しにあたって

この5年間に、国では、平成29年3月に「第2期スポーツ基本計画～スポーツが変える。未来を創る。～」において4つの基本指針（国民がスポーツで「人生」が変わる！、「社会」を変える！、「世界」とつながる！、「未来」を創る！）を策定しました。

滋賀県ではスポーツを「する」だけでなく「みる」「支える」楽しみ方も広め元気な地域づくりにつなげる取組を進めていくため、平成30年3月に「第2期滋賀県スポーツ推進計画」が策定されました。

この度、この計画期間の中間年にあたることや温水プールの閉鎖や野洲市健康スポーツセンターの開館など本市のスポーツ施設の枠組みが変わったことなどから、中間見直しを行ったものです。

スポーツ基本法の理念

- ① 自主・自律的なスポーツ活動
- ② 学校・スポーツ団体・家庭・地域の相互連携
- ③ 人々の交流促進と地域間の交流の基盤整備
- ④ スポーツを行う者の心身の健康の保持増進と安全の確保
- ⑤ 障がい者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるようにするための配慮
- ⑥ 競技水準の向上に資する諸施策相互の有機的な連携と効果的な実施
- ⑦ 国際相互理解の増進と国際平和への寄与
- ⑧ スポーツに対する国民の幅広い理解と支援

第2期滋賀県スポーツ推進計画の基本方針・政策

- I. スポーツの力で「豊かで健やかな生活」を創る！
 - ① 生涯にわたるすべての県民のスポーツ活動の充実
 - ② スポーツの持つ多様な価値の共有
- II. スポーツの力で「元気な地域」を創る！
 - ③ スポーツ施設・環境の充実
 - ④ スポーツを通じた連携・協働による地域の活性化
- III. スポーツの力で「感動の滋賀」を創る！
 - ⑤ 国スポ・障スポ大会等に向けた競技力向上と競技者の拡大
 - ⑥ 地域特性を活かした大会レガシーの創出

平成30年3月策定（計画期間：平成30年度から令和4年度）

2. 計画策定のねらい

本市のスポーツの推進を図るためにには、家庭や学校・園をはじめスポーツ推進委員協議会、スポーツ協会、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ、各学区体育振興会等と市がそれぞれの役割を担いながら、お互いに連携・協働することが重要です。

そこで、この計画において本市のスポーツ行政の目指す基本的な方向や目標を明確にし、教育関係者やスポーツ関係者はもとより、広く市民との共通理解が必要となります。そして、その実現に必要な施策を明らかにすることで、市民の理解と実践を支援することをねらいとしています。

3. 計画策定の基本的な考え方

- 一人ひとりの個性を活かし、ライフステージに合わせた活力ある施策の推進
- 少子高齢化時代に対応するきめ細かな生涯スポーツ社会の実現
- 家庭、学校・園、スポーツ推進委員協議会、スポーツ協会、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ、各学区体育振興会等と市との連携・協働の推進

4. 計画策定におけるスポーツの捉え方

この計画でいう「スポーツ」とは、体育館やグラウンドなどの野球やサッカー、卓球などの競技種目だけでなく、日常見られるウォーキングやジョギング、体操等の健康の維持増進を図るものから、公園やコミセンなどの子どもたちが行う遊び要素のある体を動かす活動なども含まれます。

また、野球やサッカー、バスケットボールなどアスリートの観戦も「見るスポーツ」と位置付け、地域の運動会をはじめ各種大会の運営に参画することやボランティアとして運営に携わることなど様々な形でスポーツに関わることも「支えるスポーツ」とします。



プロ野球観戦も「見るスポーツ」と位置付けたい

5. 計画の期間

本計画は、平成28年度から令和7年度までの10年間を計画期間とします。なお、今後の社会情勢への対応や市民ニーズを反映するため、令和2年度の中間年度には点検・評価を行い、内容の見直しを行ったほか、必要なときは隨時見直しを行います。

6. 計画の中間見直しにあたっての目標とする指標の状況把握

この計画を効果的に推進していくため、5つの基本方針に基づいて目標とする指標を設定して取り組みを進めてきました。

今回の中間見直しにあたり、平成30年度に滋賀県が実施した「スポーツ実施状況調査業務報告書」の結果から、目標とする指標の状況の把握を行い、本計画の目標とする指標の設定や取り組みにつなげます。

(1) 自ら行うスポーツ活動の推進

(目標とする指標)

指標項目	策定時	R2目標	現時点(H30)
成人の週1回以上の スポーツ実施率 (国の目標 週1回以上 65%)	36.0%	56.0%以上	39.9%

※スポーツ実施状況調査業務報告書の問6(平成30年12月滋賀県調査より)

滋賀県の現時点では、週3日以上18.5%、週1~2日以上21.4%、合わせて39.9%となっています。本市では新たに野洲市健康スポーツセンターがオープンし、国・県・市・市議会の協力により、オリンピック開催のゴールデンイヤーに入りスポーツが盛り上がることから、市民の半数以上を目標とします。

(2) 子どものスポーツ環境の充実

(目標とする指標)

指標項目	策定時	R2目標	現時点(R1)
子どもの体力、 運動能力テストの 体力合計点 (小学5年生対象)	男子51.23点 県53.45点 国53.91点 女子52.95点 県53.82点 国55.01点	男子 53点以上 女子 54点以上	男子51.93点 県52.85点 国53.61点 女子53.13点 県54.05点 国55.59点

目標値には達していませんが、男女ともに策定時より向上しています。

男子0.70ポイント、女子0.18ポイント、特に男子は、国・県が低下している中で向上しています。

(3) スポーツを楽しむ地域づくり

(目標とする指標)

指標項目	策定時	R2目標	現時点(R1)
総合型地域スポーツ クラブの加入者数	1,300人	1,500人	1,552人※

※令和2年1月31日現在

目標値の1,500人を達成しており、策定時より順調に増加しています。

(4) スポーツ施設の整備と充実

(目標とする指標)

指標項目	策定時	R2目標	現時点(H3O)
社会体育施設利用者数 (総合体育館、温水プール、 中主B&G海洋センター、 体育センター、野洲川河 川公園)	276,143人	350,000人	289,649人

温水プールが、平成28年度末に閉鎖していますので、現時点(H3O)は、温水プールを除くスポーツ施設(総合体育館、中主B&G海洋センター(体育館・プール・艇庫)、市民グラウンド、体育センター、野洲川河川公園、なかよし交流館)の利用者数を示しています。

(5). スポーツ交流の促進と情報の発信

(目標とする指標)

指標項目	策定時	R2目標	現時点(H3O)
成人の年1回以上のス ポーツ事業(教室やイベント 等)の参加率	25.0%	30.0%以上	40.8%※

※第2次野洲市総合計画策定にかかる市民意識調査の問24.趣味・サークル活動(スポーツ・芸術文化・生涯学習・娯楽活動など)参加状況に対する回答より

この項目については、設問にスポーツ以外の活動を含んでいます。頻度は2回以上参加した割合です。約40%がスポーツ活動等に参加しています。

第1章 基本理念と基本方針

本市の今後10年間のスポーツの推進と振興を図るにあたり、スポーツ基本法の理念と滋賀県スポーツ推進計画を尊重しながら、本市独自のスポーツとともに生きるまちをめざして、基本理念と基本方針を示します。

1. 基本理念

【躍動、感動、夢があふれるスポーツのまち 野洲】

2. 基本方針

(1) 自ら行うスポーツ活動の推進

市民それぞれの年齢や体力、目的に応じて気軽にスポーツに取り組める活動を推進します。

(2) 子どものスポーツ環境の充実

いろいろな種目や世代交流のできるスポーツ活動を支援し、身边にスポーツができる環境づくりをめざします。

(3) スポーツを楽しむ地域づくり

各種スポーツ団体と地域が一緒に楽しめる生涯スポーツ社会をめざします。

(4) スポーツ施設の整備と充実

既存のスポーツ施設の適切な維持・管理と市民ニーズに応じたスポーツ施設の整備を行い、スポーツに親しめる施設の充実を図ります。

(5) スポーツ交流・支えるスポーツの促進と情報の発信

湖南ブロックや広域でのスポーツ交流事業を促進し、様々な形でスポーツに関わる人を増やします。市主催事業や各種スポーツ団体の大会や総合型地域スポーツクラブ等の事業やスポーツボランティアに関する情報を発信します。

第2章 野洲市のスポーツの現状と課題

1. 市民のスポーツの現状と課題

(現 状)

野洲市では、総合体育館をはじめ野洲川河川公園、中主B & G海洋センター、市民グラウンドなどのスポーツ施設において、多くの市民が参加して春・秋季スポーツ大会、各種大会、学区別大会などを開催し、競技力の向上や健康づくりに取り組んでいます。

スポーツ推進委員協議会では、市民へのスポーツの普及・啓発のため、「ストック・ウォーキング大会」や「ニュースポーツ・バイキング」等の企画・運営をはじめ学校や各種団体へのスポーツ指導、総合型地域スポーツクラブやなかよし交流館事業への支援等、幅広い活動に取り組んでいます。

スポーツ協会では、21の競技団体が加盟し、令和元年度の春季体育大会では2,716名、秋季体育大会では3,924名の参加を得て、熱戦が繰り広げられています。

また、夏季にはあやめ浜、マイアミ浜で「マリンスポーツフェスティバル」や「ドラゴンカヌー大会」を開催し、琵琶湖を活用した事業を実施し、市民の体力向上や地域振興に寄与しています。

市内の7学区体育振興会では、学区運動会をはじめ各種球技大会等を開催し、それぞれの地域の特色を活かしながら、地域でのスポーツの振興に取り組み、また秋季に7学区対抗スリータッチボール大会を開催し、ニュースポーツの普及と市民の交流を図っています。

スポーツ少年団では、野球、サッカー、バレー、バスケットボール、剣道、柔道など14の単位団が、市内各施設でルールや規律を身につけながら、競技力の向上に努め、あわせて子どもたちの健全育成のために活動を展開しています。



マリンスポーツフェスティバルでは湖上に笑顔と歓声が



河川公園でグラウンドゴルフを楽しむ

市内に2つある総合型地域スポーツクラブでは、各種スポーツ教室やサークル活動、子ども事業、イベントなどを積極的に開催し、生涯スポーツの推進に取り組んでいます。また、知的障がい者を対象としたびわ湖若鮎駅伝大会を開催し、令和元年度においては36チームが参加されています。

また、多くの市民が街角でウォーキングやジョギングをされ、総合体育館ではエア

ロビスクールやフリースポーツタイム等を楽しむ方も多く、トレーニング室や健康スポーツセンターでは身体を鍛える方が、着実に増えています。

(課題)

- 少子高齢化の影響から、スポーツ協会やスポーツ少年団、学区体育振興会で参加者や入団者が減少傾向となっており、魅力ある活動や気軽に参加できるメニューづくりが求められています。
- 老若男女が参加できる総合型地域スポーツクラブの果たす役割は大きく、今後活動への支援と充実が求められています。
- スポーツ協会をはじめ各種スポーツ団体が連携して「健康マラソン大会」や「市民スポーツレクリエーション大会」等を開催し、スポーツへの関心を高めることが必要となっています。
- スポーツ少年団や学区体育振興会などでは、スポーツ指導者が不足しており、人材育成や指導者の確保が課題となっています。
- 障がい者のスポーツ活動の支援や連携を充実するためのネットワークづくりが求められています。

2. 競技スポーツの現状と課題

(現状)

延期された東京2020オリンピック・パラリンピックでは、本市ゆかりの選手も出場する予定です。その活躍は、市民に感動と興奮そして元気を与えてくれることでしょう。また、年齢別での日本代表選手や全国レベルで活躍しているスポーツ団体や競技選手も多くいます。

野洲市を代表する選手やチームの活躍は、市民の誇りや連帯感を醸し出すもので、活力ある地域づくりへも繋がるものです。

スポーツ協会では、県民体育大会へ参加される選手団を激励し、送り出しています。郡市対抗総合成績が令和元年度で13位と低迷している状況で、各加盟競技団体では春秋の大会のほか、強化練習会を実施するなど振興や普及に取り組んでいます。

(課題)

- 少子高齢化の影響により、競技人口が徐々に減少しており、競技レベルを維持向上する施策が必要となっています。
- 子どもから大人にいたるまで、年代やレベルに応じた指導者の育成と確保を図る必要があります。
- トップアスリートによる各種教室や体験イベントを開催することが重要となっています。



スポーツ協会旗を受け取り、健闘を誓う県体出場者

3. スポーツ施設の現状と課題

(現 状)

本市では、総合体育館、中主B&G海洋センター、プール、市民グラウンド、野洲川河川公園、なかよし交流館などを整備し、多くの市民が利用しています。

温水プールを平成28年度末、体育センターを平成30年度末に閉鎖しましたが、代わって新たに、健康スポーツセンターを令和2年7月に開館しました。

また、小・中学校の体育館やグラウンドを開放し、市民や団体が健康づくりのため熱心に練習を重ねています。

(課 題)

- 市内の各スポーツ施設については、竣工後30年を超える施設があり、適正な維持管理に努めているものの、特に設備面での衰えが目立つため、計画的な改修を講じていく必要があります。
- 春・秋季スポーツ大会や各種記念大会等の開催により、市民が利用しやすい日程が取れない場合があり、多目的グラウンド等のスポーツ施設の整備が求められています。



練習や大会の拠点となっている総合体育館
の計画的な改修が求められている

4. 学校体育・スポーツの現状と課題

(現 状)

こども園・保育園（所）・幼稚園では、身体を動かすことを主眼として、遊びやリズム運動などにより豊かな心と丈夫な体づくりを行っています。

小学校では、様々な運動を経験することで、身体の基礎を形成しながら、運動することの気持ちよさを感じることを大切にしています。

中学校ではスポーツに取り組み、体力や持久力の向上を図り、ルール遵守や規範意識を醸成しています。また、運動部に所属する生徒は、スポーツを通じて相手への思いやりや心地よい汗をかくことのうれしさ、チームメイトとの繋がりの尊さ、他校との交流など、多くのことを学んでいます。

(課 題)

- スポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブに入って、スポーツや運動に取り組んでいる子どもと運動習慣の少ない子どもとに2極化が進んでいます。これを解消する方策が必要です。
- 不審者問題やスマートフォン等の普及などにより、幼児期から屋外での遊びや運動が減少し、体力の低下等が指摘されています。このため、安心して屋外遊びができるような地域ぐるみの体制づくりが必要です。
- 中学校の運動部の部活指導においては、専門性の高い指導者不足が課題となっ

ています。「学校応援団」等で指導者を確保するなどの対応が望まれます。

第3章 基本的な施策

1. 自ら行うスポーツ活動の推進

- (1) 市民総スポーツの推進
- (2) 市民の健康づくりの支援とスポーツ活動の推進
- (3) 中高年者向けのスポーツの普及と推進
- (4) 障がい者のスポーツ活動の支援

2. 子どものスポーツ環境の充実

- (1) 幼児期からの遊びや運動の充実
- (2) 学校体育や部活動の充実と運動能力の向上
- (3) スポーツ少年団等の活動支援
- (4) スポーツ指導者の確保と育成

3. スポーツを楽しむ地域づくり

- (1) 総合型地域スポーツクラブの育成と活動支援
- (2) 全国レベルの大会等の誘致と観戦機会の充実
- (3) 地域と連携したスポーツツーリズムの推進

4. スポーツ施設の整備と充実

- (1) 既存のスポーツ施設の適切な維持・管理と改修計画の策定
- (2) 学校体育施設の整備と充実
- (3) スポーツ施設(競技施設)の整備と充実

5. スポーツ交流・支えるスポーツの促進と情報の発信

- (1) 湖南4市交流をはじめ、広域でのスポーツ交流の促進
- (2) 自然や歴史を活かしたスポーツイベントの開催
- (3) ボランティアの育成・支援を通じた支えるスポーツの推進
- (4) 市のホームページや広報紙を活用した情報の発信

第4章 施策の展開

1. 自ら行うスポーツ活動の推進

市民それぞれの年齢や体力、目的に応じて気軽にスポーツに取り組める活動を推進します。

(目標とする指標)

指標項目	策定時	現状(H30)	R7目標
成人の週1回以上の スポーツ実施率 (国・県の目標 週1回以上 65%以上)	36.0%	39.9%	65.0%以上

※スポーツ実施状況調査業務報告書の問6(平成30年12月滋賀県調査より)

(1) 市民総スポーツの推進

運動やスポーツは、生涯にわたって健康で心豊かに暮らしていくうえで、大変重要であり、また、スポーツを通じた交流は人と人との結びつける力があります。

市民一人ひとりが自発的にスポーツ活動ができるように、スポーツ協会をはじめ学区体育振興会や各スポーツ関係団体と連携して各種のスポーツ活動に気軽に参加し、楽しめる大会や交流会などを開催します。

[施策の内容]

- ① スポーツ協会、スポーツ推進委員協議会、学区体育振興会、総合型地域スポーツクラブ、各種スポーツ団体の連携と協働を推進します。
- ② 健康マラソン大会、市民スポーツレクリエーション大会、ニュースポーツ・バイキング、学区対抗スポーツ大会、小中学校対抗駅伝大会等を開催します。

(2) 市民の健康づくりの支援とスポーツ活動の推進

競技種目や結果を争うスポーツではなく、健康体操やウォーキング教室など継続的に取り組むことができる、市民の基礎的な健康づくりや生きがいづくりを支援します。

[施策の内容]

- ① 健康の保持増進のための健康体操教室の開催やウォーキング教室等を開催します。また、健康づくりの指針となるよう体力テストやメディカルチェックを実施します。
- ② 市の健康づくりの計画である「野洲市ほほえみやす21健康プラン(第2次)」の運動について取組を個人、家庭、地域、行政のそれぞれの立場で推進していきます。



図書館ホールで健康体操に取り組む参加者

- ③ 厚生労働省が提唱している身体活動指針2013「アクティブガイド」の「プラスティン」（運動時間を10分増やそう）の普及と啓発に努めます。

(3) 中高年者向けのスポーツの普及と推進

元気で生き生きとした人生が送れるよう、運動量が多すぎない中高年者向けの軽スポーツを普及し、身近なコミセンや自治会館を活用した巡回軽スポーツ教室等を開催します。

[施策の内容]

- ① ゲートボール、グラウンドゴルフ、ペタンク、スポーツ吹矢等の中高年者も楽しめるスポーツ教室をスポーツ協会等の協力を得て開催します。
- ② 健康推進課などでは、メタボリックシンドロームの予防・改善を目的とした「生活習慣病予防セミナー」等を開催します。
また、地域包括支援センターでは、高齢者の身体機能の維持、向上のための「いきいき百歳体操」を広く普及し、活動に取り組むグループの育成支援を行います。

(4) 障がい者のスポーツ活動の支援

障がい者が、いつでも運動やスポーツに親しめるよう、なかよし交流館をはじめ、総合型地域スポーツクラブ等と連携し、障がいの種類や程度に応じて、いろいろなスポーツを楽しむことができる事業を開催します。

また、障がい者の団体間の連携を深めて、各種スポーツ活動に参加できるよう指導者やボランティアの育成を支援します。

[施策の内容]

- ① 障がい者に適したスポーツ大会やスポーツ教室を開催します。
- ② 体育振興会等の地域の人たちとともにスポーツを楽しむ場づくりを進めます。
- ③ 障がい者スポーツ団体のネットワークづくりや指導者、ボランティアの育成を支援します。

2. 子どものスポーツ環境の充実

いろいろな種目や世代交流のできるスポーツ活動を支援し、身边にスポーツができる環境づくりをめざします。

(目標とする指標)

指標項目	策定時	現状(R1)	R7目標
子どもの体力、運動能力テストの体力合計点 小学5年生対象	男子 51.23点 県 53.45点 国 53.91点 女子 52.95点 県 53.82点 国 55.01点	男子 51.93点 県 52.85点 国 53.61点 女子 53.13点 県 54.05点 国 55.59点	男子 54点以上 女子 55点以上

(策定時は平成26年度数値)

(1) 幼児期からの遊びや運動の充実

幼年期からの遊びや運動体験は、健全な身体の発育を促し、ルールを守ることや協調性を育むなど、人格形成の基礎となります。こども園・保育園（所）・幼稚園だけでなく、家庭や地域における遊びを含めた運動に関する教室や研修会を開催します。

[施策の内容]

- ① 幼児を対象とした巡回運動教室等を開催し、体力の向上に努めます。
- ② 市内のかども園・保育園（所）・幼稚園での協力を得て、体を動かす基礎プログラムを作成し、体を動かす楽しさを伝え、基礎体力の増進を支援します。

(2) 学校体育や部活動の充実と運動能力の向上

学校体育では、子どもたちが運動の大切さを学び、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現する力を身につけることを目指しています。

また、部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、スポーツに親しみながら体力や技能、知識の向上を図るもので。同時に、好ましい人間関係づくりや学習意欲、自己肯定感、責任感を高め、心身の健全な成長を目指しています。

[施策の内容]

- ① 部活動の充実のため、スポーツ協会や総合型地域スポーツクラブ等の協力を得ながら、学校との連携を図り外部指導者を招聘します。
- ② 指導者の確保とともに生徒のニーズに応じた、きめ細かい指導ができる体制づくりに取り組みます。
- ③ 勝ち負けだけにこだわらない、楽しいスポーツ種目を取り入れ、スポーツ推進委員協議会や体育振興会等の指導や交流のなかで、運動の楽しさに触れる場づくりを進めます。

(3) スポーツ少年団等への活動支援

スポーツ少年団で活動する子どもたちは、競技力や体力面で他の児童・生徒の模範となります。今後もスポーツ少年団活動を市やスポーツ協会、スポーツ関係団体が支援をすることが重要となっています。

また、部活動などで活躍している子どもたちへの支援をスポーツ関係者が連携して取り組みます。

[施策の内容]

- ① スポーツ少年団への活動支をはじめ指導者の育成やスポーツ協会、スポーツ関係団体等の支援体制づくりに取り組みます。
- ② スポーツ協会加盟団体主催によるジュニア教室の開催や県内の大学等の協力を得て、多くの子どもたちがスポーツに親しむことができる場づくりを進めます。



元気いっぱいのスポーツ少年団の交流運動会

(4) スポーツ指導者の確保と育成

スポーツ少年団をはじめ、スポーツ推進委員協議会やスポーツ協会加盟団体等において、多くの指導者が活躍されています。スポーツの楽しさや爽快さを教えてくれる指導者を増やすために、県スポーツ協会主催の指導者講習会や各競技団体の講習会、研修会等へ参加できるよう支援します。

[施策の内容]

- ① 県スポーツ協会や県内の大学等と連携し、競技種目や年代、レベルに応じた指導者研修会や実技講習会の情報を提供し、参加への働きかけを行います。

3. スポーツを楽しむ地域づくり

各種スポーツ団体と地域が一緒に楽しめる生涯スポーツ社会をめざします。

(目標とする指標)

指 標 項 目	策定時	現状 (R1)	R7目標
総合型地域スポーツクラブの加入者数	1, 300人	1, 552人	1, 800人

(1) 総合型地域スポーツクラブ等の育成と活動支援

現在、市内には総合型地域スポーツクラブが2クラブあり、それぞれ特色のある活動を展開されています。住民同士が気軽に交流でき、スポーツの楽しさが実感できるクラブの育成や地域スポーツ振興のための様々な活動支援に努めます。

[施策の内容]

- ① 住民同士が気軽に交流でき、スポーツの楽しさが実感できるスポーツクラブの育成と支援に努めます。
② 各種スポーツ団体と連携し、定期的なスポーツ教室や交流会の開催を支援します。

(2) 全国レベルの大会等の誘致と観戦機会の充実

レベルの高いスポーツを市民が観戦したり、ボランティアとして支えたりすることは、スポーツへの関心を大いに高め、子どもたちに夢や希望を与えてくれます。

総合体育館や県立希望が丘文化公園では、全国レベルの大会が可能であり、観戦機会を増やすためにも、誘致や運営等を支援します。

[施策の内容]

- ① 全国中学校駅伝大会をはじめ、各競技種目のレベルの高い大会を積極的に誘致します。

(3) 地域と連携したスポーツツーリズムの推進

各学区体育振興会や総合型地域スポーツクラブと連携し、スポーツイベントと市内の歴史や文化財めぐりを結びつけたスポーツツーリズム事業等を開催し、交流と地域づくりを推進します。

[施策の内容]

- ① 元旦恒例の三上山初登山大会を広く情報発信するとともに、野洲らしいスポーツツーリズム事業を新たに展開します。
- ② 市内の歴史や文化財をめぐるストック・ウォーキングやまちなかウォーキング等を開催します。



元旦恒例の三上山初登山は初日の出を期待する人たちに好評

4. スポーツ施設の整備と充実

既存のスポーツ施設の適切な維持・管理と市民ニーズに応じたスポーツ施設の整備を行い、スポーツに親しめる施設の充実を図ります。

(目標とする指標)

指標項目	策定時(H26)	現状(H30)	R7目標
スポーツ施設利用者数※ (総合体育館、健康スポーツセンター、中主B&G海洋センター、野洲川河川公園、なかよし交流館)	273,899人	282,521人	291,000人

※スポーツ施設利用者数は、温水プール・体育センターを除き、中主B&G海洋センターの艇庫・なかよし交流館を加える。さらに、健康スポーツセンターの事業主想定の年間利用者数15,300人を加えた数。

(1) 既存のスポーツ施設の適切な維持・管理と改修計画の策定

市内のスポーツ施設については、利用率も高く多くの市民に活用されていますが、経年劣化による施設の老朽化に対して、適切な維持管理に努め、また、設備の更新や改修等を進めます。

[施策の内容]

- ① 各施設の状況を把握しながら、適切で良好な維持・管理に努めます。
- ② 利用者の安全面に十分留意しながら、多様なスポーツに対応できるよう年次的に改修するための計画を策定します。

(2) 学校体育施設の整備と充実

市民が身近にスポーツ活動を行える学校の体育施設については、現在、多くの登録団体があり、制限回数等を設けながら、公平に利用されています。今後、年次的に修繕等を行い、効率的な利用促進を図ります。

[施策の内容]

- ① 利用者からの意見や要望を把握しながら、使いやすい施設整備を進めます。
- ② 学校施設保全計画等により、年次的に修繕を行います。
- ③ 学校と連絡を密にし、学校が使用しない時は、教育に支障のない範囲で出来る限り開放するよう、使いやすい仕組みづくりに努めます。

(3) スポーツ施設(競技施設)の整備と充実

市内には、総合体育館や河川公園等が整備されていますが、市民の体育施設利用が非常に多い状況であるため、スポーツ施設(競技施設)等の整備と充実に努めます。

[施策の内容]

- ① スポーツ施設(競技施設)等の整備と充実に向けて取り組みを進めます。



健康福祉センター多目的広場で
ゲートボールに集う参加者

5. スポーツ交流・支えるスポーツの促進と情報の発信

湖南ブロックや広域でのスポーツ交流事業を促進し、様々な形でスポーツに関わる人を増やします。市主催事業や各種スポーツ団体の大会や総合型地域スポーツクラブ等の事業やスポーツボランティアに関する情報を発信します。

(目標とする指標)

指 標 項 目	策定時	現状 (R1)	R7目標
スポーツボランティア (ゲームコンダクター SHIGA) の登録者数	新 規	126人	200人以上

(1) 湖南4市交流をはじめ、広域でのスポーツ交流の促進

スポーツを通じて、湖南4市(野洲市・草津市・栗東市・守山市)だけでなく県内外の広域交流ができる事業を開催し、スポーツに携わる人たちの連携を深め、地域の活性化へ繋げます。

[施策の内容]

- ① 種目別交流大会の開催や野洲川河川公園等を活用した健康マラソン大会等のスポーツ交流大会を開催します。

(2) 自然や歴史を活かしたスポーツイベントの開催

大岩山古墳群や銅鐸博物館をはじめ希望が丘文化公園、野洲川河川公園、琵琶湖マイアミ浜等を活用したスポーツイベントを開催します。

[施策の内容]

- ①各種スポーツ団体等と連携して、スタンプラリー・ウォーキングやマリンスポーツ体験教室等を開催します。

(3) ボランティアの育成・支援を通した支えるスポーツの推進

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会では、様々な形で大会に関わる多くのボランティアの協力が必要です。滋賀県の登録制スポーツボランティア制度を活用してスポーツボランティアの拡充を図ります。

[施策の内容]

- ①滋賀県スポーツボランティア支援事業のゲームコンダクターSHIGAへの登録を促進します。
- ②各種スポーツイベントで活躍いただけるように、スポーツボランティアの研修会等を開催し活動を支援します。
- ③地域の方々や社会福祉協議会と連携し、ボランティアの育成、支援を行います。

(4) 市のホームページや広報紙を活用した情報の発信

市主催の事業や教室・講座をはじめ、各種スポーツ団体の事業や活動内容に関する情報、施設利用情報等を発信します。また、スポーツボランティアに関する情報も発信します。

[施策の内容]

- ① ホームページの内容を充実し、市民にわかりやすく情報提供できるよう努めます。
- ② 市の広報紙でスポーツに関する情報を提供します。

むすび 本計画の推進のために

本計画の効果的な推進のために、家庭、学校・園、スポーツ推進委員協議会、スポーツ協会、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ、体育振興会等の方々の理解と協力が不可欠です。

そして、各施策の進捗状況を点検・評価し、その結果を市民のみなさんに公表しながら、情報を共有し、より良い施策に活かしていく必要があります。

また、計画期間の平成28年度から令和7年度の中間年である令和2年度において計画の見直しを実施しました。今後、社会情勢の変化等により見直す必要が生じた場合には見直します。

野洲市の大人も子どもも、生き生きと輝いて素晴らしい生きがいのある日々が送れるよう、多くの課題に対して、市とスポーツ関係団体等が連携し協力しながら各施策を実施してまいりますので、ご理解とご協力をお願ひいたします。

野洲市スポーツ推進計画

野洲市教育委員会事務局 生涯学習スポーツ課
〒520-2395 滋賀県野洲市小篠原2100番地1
TEL 077-587-6053 FAX 077-587-3835
E-mail syougai@city.yasu.lg.jp

資 料

【基本的方向と施策の体系】



◎第2期スポーツ基本計画（スポーツ庁）



第2期スポーツ基本計画

～スポーツが変える。未来を創る。～

2017年4月

第2期スポーツ基本計画の骨子

第2期スポーツ基本計画

4つの
指針

国民がスポーツで



「人生」
が変わる！



「社会」
を変える！



「世界」
とつながる！



「未来」
を創る！



スポーツ庁

第2期スポーツ基本計画のポイント

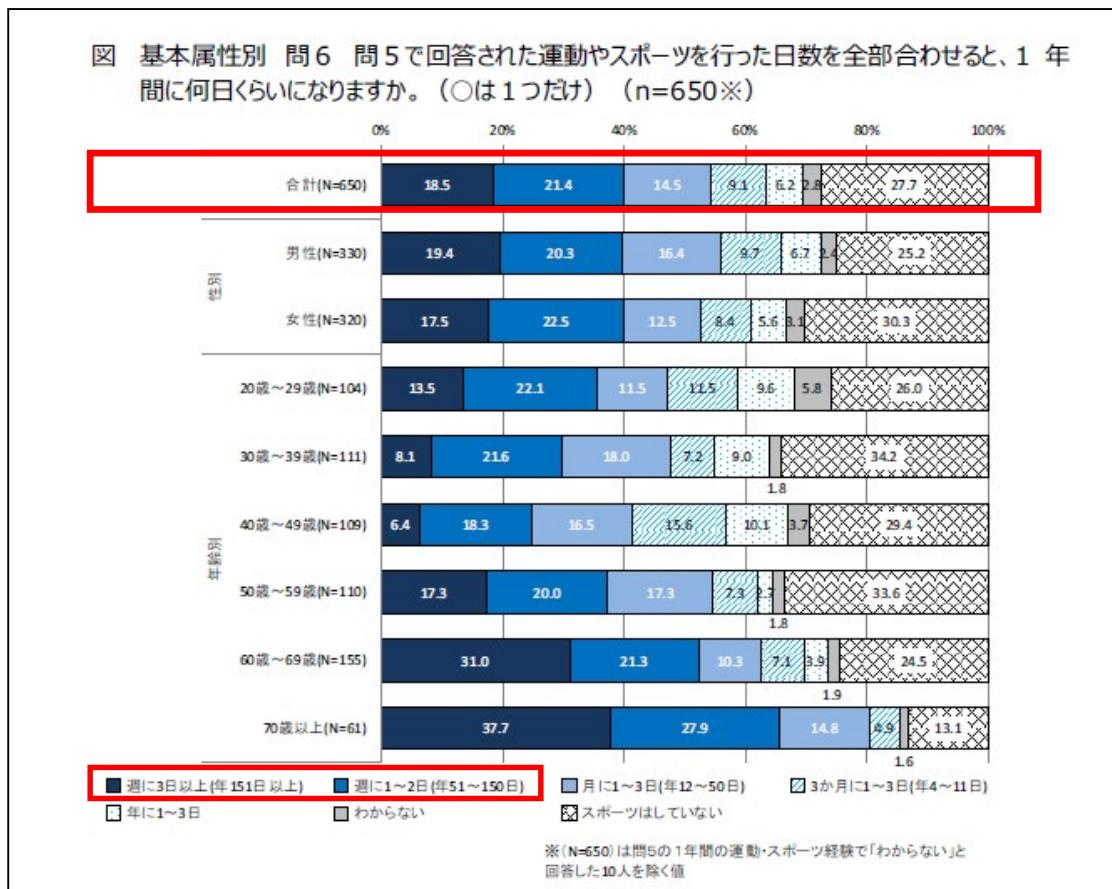
スポーツ基本計画… スポーツ基本法(2011(平成23)年公布・施行)に基づき、文部科学大臣が定める計画。第2期は2017(平成29)年度～2021(平成33)年度。

第1期基本計画

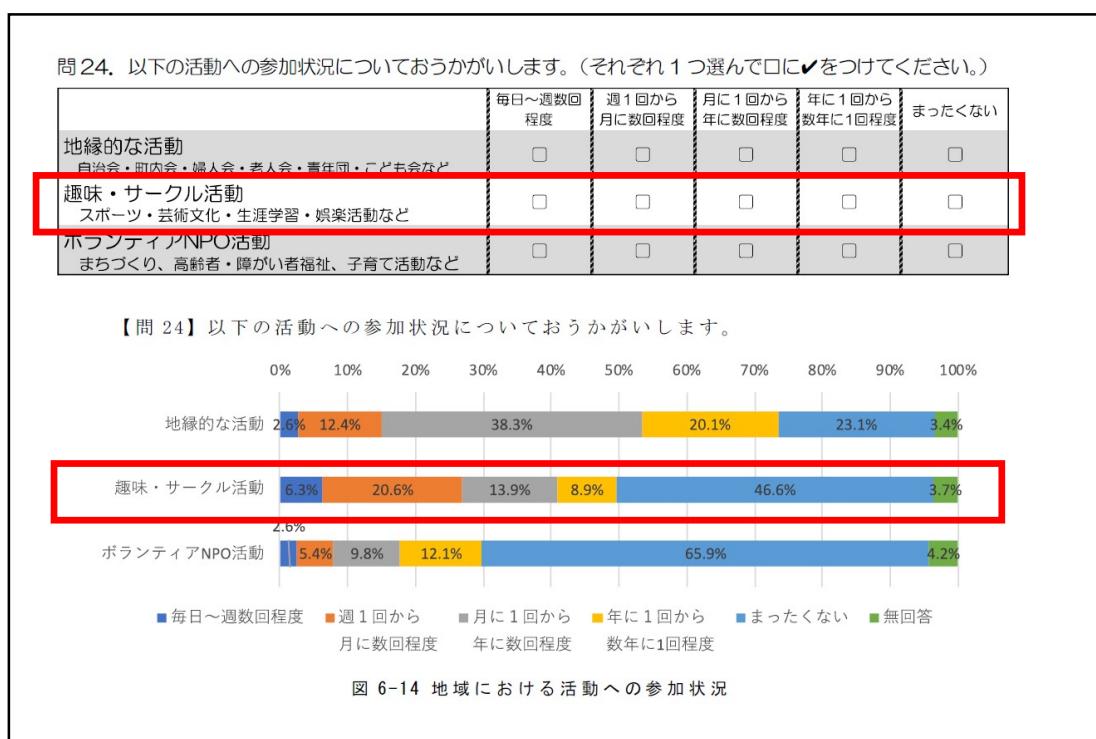
第1期基本計画		第2期基本計画	
2012	2013	2014	2015
障害者スポーツが 厚労省から 文科省へ移管	障害者スポーツが 東京大会の 開催決定	スポーツ庁の 創設	ラグビー ワールドカップ等 競技大会
2016	2017	2018	東京オリンピック・ パラリンピック・ マスターーズ ゲームズ関西
2019	2020	2021	ワールド マスター ゲームス関西
2022			



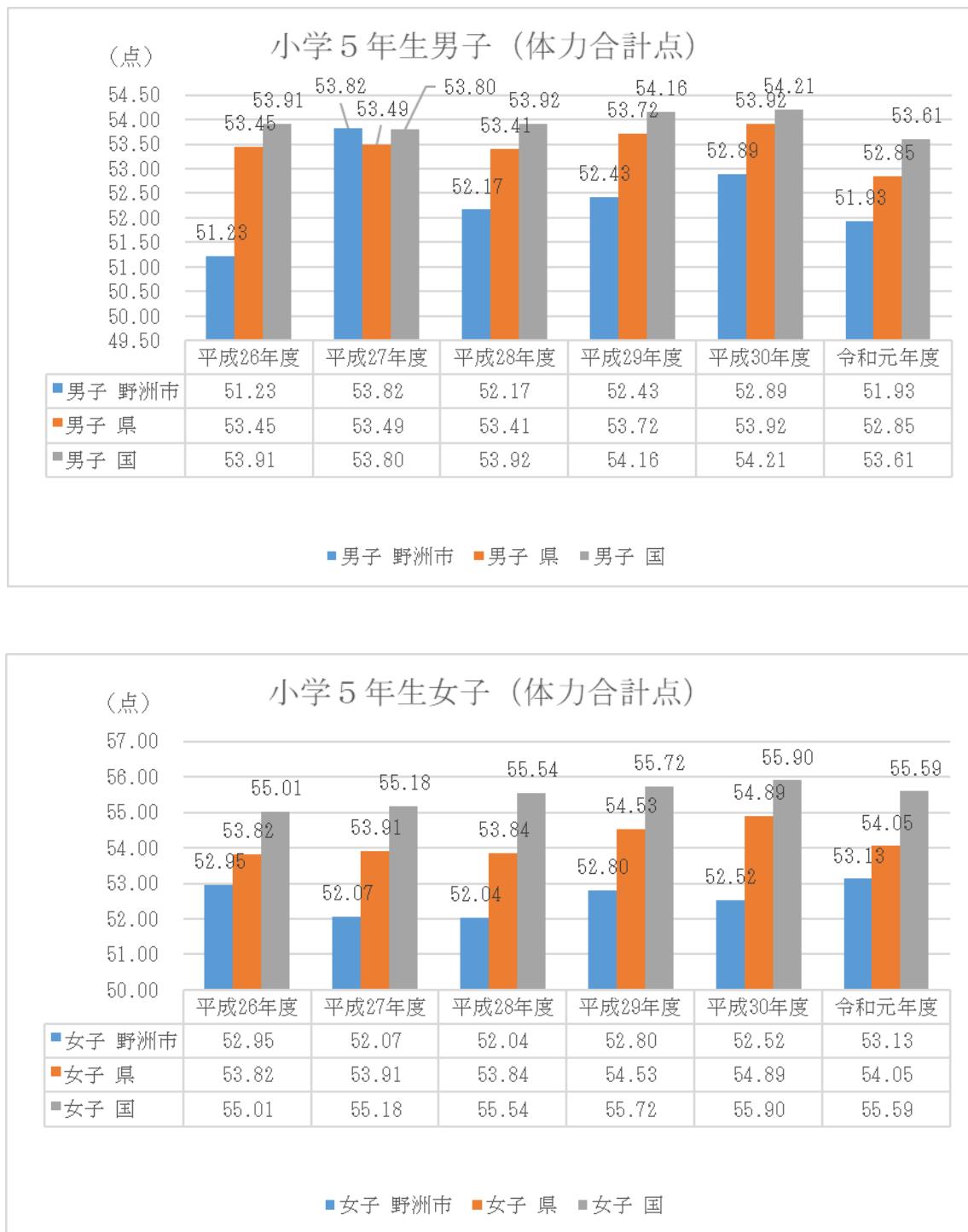
◎スポーツ実施状況調査業務報告書（平成30年2月）より



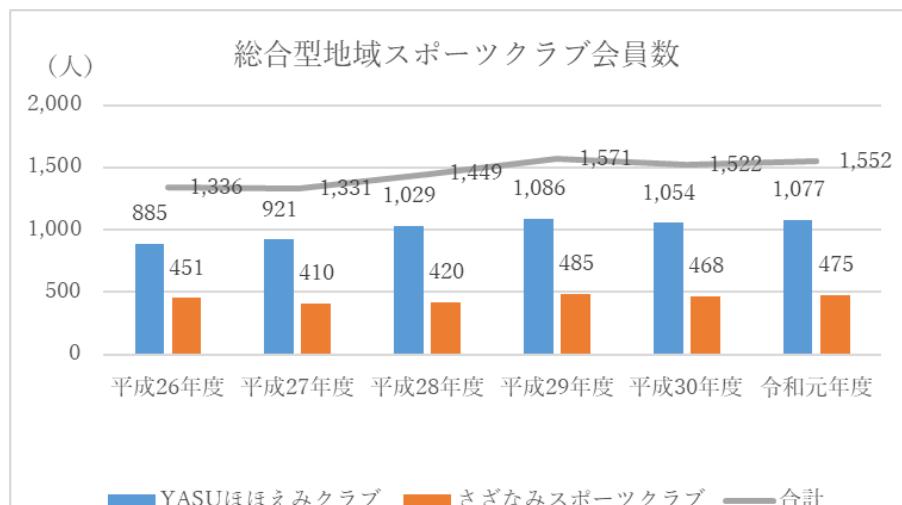
◎第2次野洲市総合計画策定にかかる市民意向調査より



◎全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果より



◎総合型地域スポーツクラブ会員数



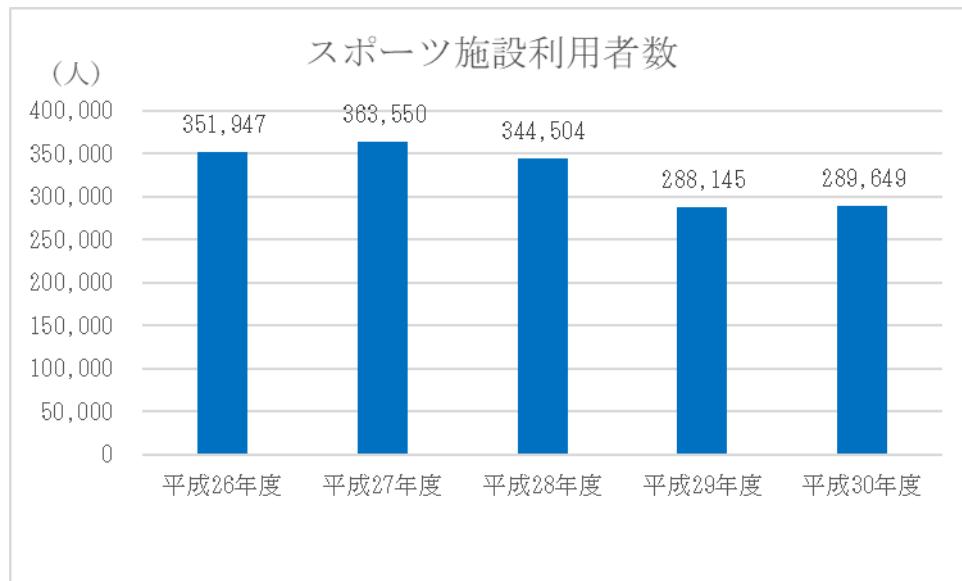
(令和元年度は、1月現在)

◎総合型地域スポーツクラブのメニュー（令和元年度）

さざなみスポーツクラブ		
スポーツ教室		サークル活動
楽しくフラダンス	毎月3回	テニス 毎週1回
健康太極拳	毎月2回	バドミントン 毎週1回
リラックスタヨガ（水）	毎月2回	オカリナ 第1・第3水曜日
リラックスタヨガ（金）	毎月2回	ウォーキング 5回
フラダンス	毎月3回	フリースポーツ
貯筋運動	毎月3回	アラカルトスポーツ 每週1回
いきいき体操	毎月3回	サタデースポーツ 第2・第4土曜日
こども教室		イベント
ひよこスポーツサロン	各8回	桜ツアー 年1回
たのしくチャレンジ	各8回	ハイキング 年5回
キッズ陸上	各5回	
キッズスマミング	6回	
アスリート教室	各5回	
夏休みさざなみ教室	7回	
わんぱく塾	年間10回	
熱中塾	年間7回	

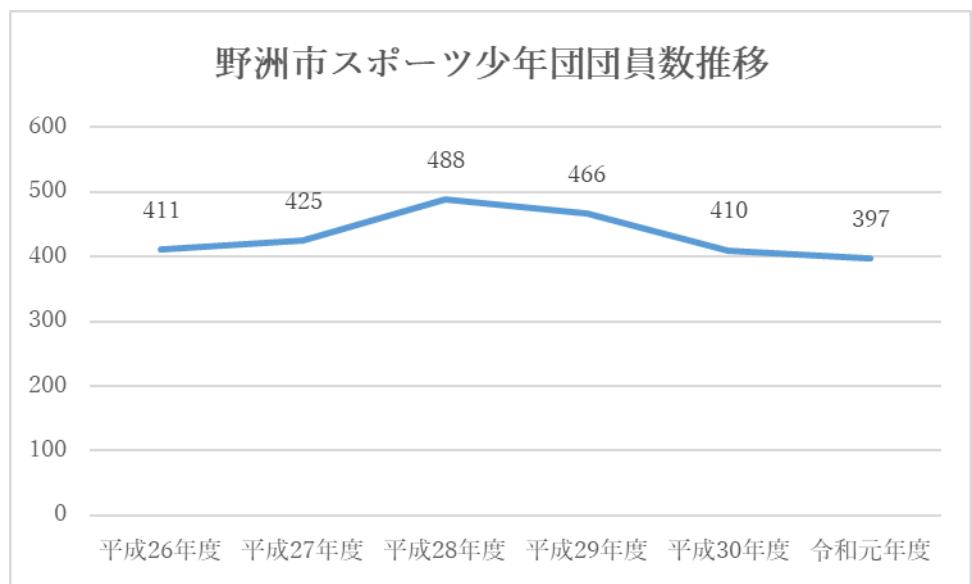
NPO法人YASUほほえみクラブ		
スクール事業		大会・イベント事業
社交ダンス	毎月3回	グラウンドゴルフのつどい 年間1回
楽衆体操	毎週1回	ほほえみ杯小学生バレー大会 年間1回
エンジョイ剣道	毎月2回	レッツ・スキー＆スノボ 年間1回
ソフトバレーボール	毎週1回	交流ボウリング大会 年間1回
太極拳	毎月2回	ヤングバレー交流大会 年間1回
卓球	毎週1回	ほほえみハドミントン交流大会 年間1回
硬式テニス	毎週2回	コミュニティ事業
ソフトテニス	毎月1回	スポーツサタデー 每月2回
グラウンドゴルフ	毎週2回	ゴルフ仲間 每月2回
ハドミントン	毎月2回	バスケットボール 每月1回
太極柔力球	毎月2回	メディカル事業
キッズスポーツ	毎月2回	はじめよう！ウォーク&リズムエクササイズ 每月2回
キッズサッカー	毎月2回	簡単おやつづくり教室 年間1回
キッズハドミントン	毎週1回	おせち料理教室 年間1回
黒山ウォニク	年2回	ヘルシー料理教室 年間1回
ほほえみ健康スポーツ大学	毎月2回	AED講習会 年間1回
ジュニアハドミントン	毎月2回	新体力テスト 年間1回
ヤングバレー大会	毎月3回	
サークル事業		障がい者支援事業
障がい者の軽スポーツ（一般）		童子川に春が来たよ 年1回
バレー ボール（一般）		野洲の風につづる 年1回
ソフトバレーボール（一般）		びわ湖若鮎駿伝大会 年1回
硬式テニス（一般）		ソフトバレーボールなかよし交流館杯 年1回
ハドミントン（小・中学生～一般）		
卓球（中学生～一般）		
空手（ジュニア～一般）		
剣道（ジュニア～一般）		
バスケットボール（一般）		
ミニバスケットボール（小学生）		
軟式野球（中学生）		
軟式野球（小学生）		
ラグビーフットボール（小学生）		
バレー ボール（小・中学生）		
ソフトテニス（小学生）		

◎スポーツ施設利用者数



施設名 \ 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
野洲市総合体育館	117,328	114,845	116,707	117,187	115,145
温水プール	75,804	78,332	60,610		
野洲市体育センター	17,544	17,842	19,536	23,443	22,428
野洲市中主 B&G 海洋センター 体育館	31,259	29,852	30,286	25,620	32,366
プール	4,240	4,991	5,585	6,318	6,485
艇庫	1,746	2,103	2,201	3,038	2,644
野洲市市民グラウンド	23,399	26,535	23,687	29,716	30,753
野洲川河川公園	69,552	76,567	74,648	71,360	65,598
なかよし交流館	11,075	12,483	11,244	11,463	14,230
合計	351,947	363,550	344,504	288,145	289,649
参考:温水プール除く合計	276,143	285,218	283,894	—	—

◎野洲市スポーツ少年団団員数推移



◎令和2年度野洲市スポーツ少年団 加盟団体一覧

野洲ラグビースポーツ少年団
中主サッカースポーツ少年団
清流館柔道少年団
悠 紀 剣 良 会
中主ミニバスケットボールスポーツ少年団
Y B C スポーツ少年団
中主バレーボールスポーツ少年団
中主野球スポーツ少年団
野洲キッズスポーツ少年団
篠原ファイターズスポーツ少年団
近江富士ボーアイズスポーツ少年団
少林寺拳法野洲スポーツ少年団
日本延真会空手道スポーツ少年団
中主志道館（休団中）

◎令和2年度野洲市スポーツ協会 加盟団体一覧

野洲市グラウンド・ゴルフ協会
野洲柔道協会
野洲市バレーボール協会
野洲市野球協会
野洲市ソフトボール協会
野洲市弓道協会
野洲市サッカー協会
野洲市テニス協会
野洲市バスケットボール協会
野洲市武術太極拳連盟
野洲市陸上競技協会
野洲市ゴルフ協会
野洲市バドミントン協会
野洲市剣道連盟
野洲市卓球協会
野洲市ゲートボール連盟
野洲市ラグビー協会
野洲市ドラゴンボート協会
野洲市クレー射撃協会
野洲市少林寺拳法協会
野洲市スポーツウェルネス吹矢協会

第2期スポーツ基本計画概要（スポーツ庁）

第2期スポーツ基本計画 概要

第1章 第2期スポーツ基本計画の策定に当たって

スポーツ基本法に基づく第2期スポーツ基本計画は、平成29～34年度の5年間ににおける、スポーツ立国の実現を目指す上で重要な指針。

スポーツ審議会において審議を行い、平成29年3月1日に答申をとりまとめ。この答申を踏まえ、第2期スポーツ基本計画を策定。

第2期計画では、第2章で計画の理念を「スポーツの価値」として具体化。

第3章で施策体系を大括り化し（4つの政策目標）、数値目標を8から20に増加。

第2章 中長期的なスポーツ政策の基本方針

～スポーツが変える。未来を創る。 Enjoy Sports, Enjoy Life ～

スポーツの「楽しさ」「喜び」こそがスポーツの価値の中核であり、全ての人々が自発的にスポーツに取り組み自己実現を図り、スポーツの力で輝くことにより、前向きで活力ある社会と、絆の強い世界を創る。

1 スポーツで「人生」が変わる！

スポーツを「する」ことで、スポーツの価値が最大限享受できる。

スポーツを「する」「みる」「ささえる」ことでみんながその価値を享受できる。

スポーツを生活の一部としてすることで、人生を楽しく健康で生き生きとしたものにできる。

2 スポーツで「社会」を変える！

スポーツの価値を共有し人々の意識や行動が変わることで、社会の発展に寄与できる。

スポーツは共生社会や健康長寿社会の実現、経済・地域の活性化に貢献できる。

3 スポーツで「世界」とつながる！

スポーツは「多様性を尊重する世界」「持続可能で逆境に強い世界」「クリーンでフェアな世界」の実現に貢献できる。

4 スポーツで「未来」を創る！

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を好機として、スポーツで人々がつながる国民運動を展開し、オリンピックムーブメントやパラリンピックムーブメントを推進。

本計画期間においては、「スポーツ参画人口」を拡大し、スポーツ界が他分野との連携・協働を進め、「一億総スポーツ社会」を実現する。

第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策

1 スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実

【政策目標】

ライフステージに応じたスポーツ活動の推進とその環境整備を行う。その結果として、成人のスポーツ実施率を週1回以上が65%程度（障害者は40%程度）、週3回以上が30%程度（障害者は20%程度）となることを目指す。

※スポーツ実施率：週1回以上が42.5（障害者19.2%）、週3回以上が19.7（障害者9.3%）

（1）スポーツ参画人口の拡大

- ① 若年期から高齢期までライフステージに応じたスポーツ活動の推進
 - ・スポーツの楽しみ方等を示す「ガイドライン」の策定・普及
 - ・新たなスポーツや高齢者が取り組める「スポーツプログラム」の策定・普及
- ② 学校体育をはじめ子供のスポーツ機会の充実による運動習慣の確保と体力の向上
(スポーツをする時間を持ちたいと思う中学生を増加(58.7%→80%)、スポーツが嫌い・やや嫌いである中学生を半減(16.4%→8%)、子供の体力を昭和60年頃の水準に)
 - ・学習指導要領の改訂や全国的な体力調査等を通じた体育・保健体育の授業等の改善
 - ・教員の研修、施設の整備等を通じた武道の指導の充実
 - ・運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインの策定
 - ・学校体育活動中の重大事故を限りなくゼロにするという認識の下での事故防止の取組の推進
- ③ ビジネスパーソン、女性、障害者のスポーツ実施率の向上と、これまでスポーツに関わってこなかった人へのはたらきかけ
(成人のスポーツ未実施者の数がゼロに近づくことを目指す)
 - ・ビジネスパーソンのスポーツ習慣づくりと民間事業者における「健康経営」の促進
 - ・女性がスポーツに参画しやすい環境整備、障害者スポーツの裾野拡大に向けた取組の推進
 - ・スポーツと食、エンターテインメント等他分野との融合やITの活用による魅力向上

（2）スポーツ環境の基盤となる「人材」と「場」の充実

- ① スポーツに関わる多様な人材の育成と活躍の場の確保
 - ・スポーツに関わる人材の数や属性などの全体像の明確化
 - ・アスリートの雇用促進や地域での指導機会の拡大等によるキャリア形成の支援
 - ・指導者養成のモデル・コア・カリキュラムの大学等への普及
 - ・専門スタッフ、審判員、ボランティア等の育成・確保
- ② 総合型地域スポーツクラブの質的充実
 - ・総合型クラブの登録・認証等の制度と中間支援組織の整備(47都道府県)

- ・P D C A サイクルにより運営の改善等を図る総合型クラブの増加（37.9%→70%）
 - ・地域課題解決に向けた取組を行う総合型クラブの増加（18.4%→25%）
- ③ スポーツ施設やオープンスペース等のスポーツに親しむ場の確保
- ・ストックの適正化に関するガイドラインの活用促進
 - ・学校体育施設の開放の在り方に関する手引きを策定し施設を有効活用
 - ・キャッチボール等が気軽にできる場としてオープンスペース等の有効活用の促進
- ④ 大学スポーツの振興
- ・大学においてスポーツ分野を統括する部局の設置促進、アドミニストレーターの配置促進（100 大学）
 - ・大学横断的・競技横断的統括組織（日本版N C A A）の創設を支援

2 スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現

【政策目標】

社会の課題解決にスポーツを通じたアプローチが有効であることを踏まえ、スポーツを通じた共生社会等の実現、経済・地域の活性化、国際貢献に積極的に取り組む。

(1) スポーツを通じた共生社会等の実現

① 障害者スポーツの振興等

- （障害者の週1回のスポーツ実施率：成人 19.2%→40%， 7～19歳 31.5%→50%）
- ・地方公共団体等において障害者スポーツを総合的に振興する体制の整備
 - ・障害のある人とない人が一緒に親しめるスポーツ・レクリエーションの推進
 - ・スポーツ施設のバリアフリー化、不当な差別的取扱いの防止による利用促進
 - ・全ての特別支援学校が地域の障害スポーツの拠点となることの支援
 - ・総合型クラブへの障害者の参加促進（40%→50%）
 - ・障害者スポーツ指導者の養成の拡充（2.2万人→3万人）
 - ・活動する場がない障害者スポーツ指導者を半減（13.7%→7%）
 - ・障害者スポーツの理解促進により、直接観戦経験者を増加（4.7%→20%）
 - ・全ての学校種の教員に対する理解促進、学校における障害児のスポーツ環境の充実

② スポーツを通じた健康増進

- ・スポーツによる健康寿命の延伸の効果について、エビデンスの収集・整理・情報発信
- ・効果的な「スポーツプログラム」や「ガイドライン」の策定・普及
- ・スポーツ事故等の情報収集、安全確保に向けた方策のとりまとめ、普及・啓発
- ・被災地でのスポーツによる身体的・精神的支援

③ スポーツを通じた女性の活躍促進

- ・女子生徒の運動習慣の二極化を含め女性特有の課題の整理
- ・女性指導者増加に取り組むとともに、スポーツ団体における女性登用を促進
- ・女性トップアスリートについて女性特有の課題に対応した医・科学支援の実施

(2) スポーツを通じた経済・地域の活性化

① スポーツの成長産業化

(スポーツ市場規模 5.5 兆円を 2020 年に 10 兆円、2025 年に 15 兆円へ拡大)

- ・スポーツの成長産業化、地域活性化の基盤としてのスタジアム・アリーナの実現
- ・各種スポーツ団体等と連携した新たなビジネスモデルの開発支援
- ・スポーツ経営人材の育成・活用、スポーツ団体におけるビジネス手法、IT の活用

② スポーツを通じた地域活性化

・スポーツツーリズムの推進（スポーツ目的の訪日外国人数を 138 万人→250 万人、

　　スポーツツーリズム関連消費額を 2,204 億円→3,800 億円）

・地域スポーツコミュニケーションの設置促進（56→170）、地域コミュニティの維持・再生

・オリンピック・パラリンピック教育やホストタウンの推進

(3) スポーツを通じた国際社会の調和ある発展

・国際競技団体等における役員数の増加（25 人→35 人）や政府間会合への積極的な参加等を通じて国際スポーツ界の意思決定に参画

・スポーツ・フォー・トゥモローによりスポーツの価値を 100 カ国以上 1,000 万人以上に広げる

・諸外国におけるスポーツ情報を戦略的に収集・分析、スポーツ団体等における国際業務の体制強化

・ラグビーワールドカップ 2019 及び 2020 年東京大会について、政府の基本方針に基づき円滑な開催を支援、ワールドマスターズゲームズ 2021 関西等に協力

3 国際競技力の向上に向けた強力で持続可能な人材育成や環境整備

【政策目標】

国際競技大会等において優れた成績を挙げる競技数が増加するよう、各中央競技団体が行う競技力強化を支援する。

日本オリンピック委員会（JOC）及び日本パラリンピック委員会（JPC）の設定したメダル獲得目標を踏まえつつ、我が国のトップアスリートが、オリンピック・パラリンピックにおいて過去最高の金メダル数を獲得する等優秀な成績を収めることができるよう支援する。

① 中長期の強化戦略に基づく競技力強化を支援するシステムの確立

・中央競技団体は中長期の強化戦略を実践し、JSC、JOC 及び JPC は中央競技団体の強化戦略を多面的に支援。国は、ここで得た知見をターゲットスポーツの指定期に活用

・ナショナルコーチやサポートスタッフの配置と資質向上、世界トップレベルのコーチの育成

② 次世代アスリートを発掘・育成する戦略的な体制等の構築

・地域ネットワークを活用したアスリートの発掘や種目転向の支援

・将来メダルの獲得可能性のある競技やアスリートをターゲットとした集中的な強化

- ・国民体育大会にオリンピック競技種目の導入を促進
- ③ スポーツ医・科学、技術開発、情報等による多面的で高度な支援の充実
- ・ナショナルトレーニングセンターや国立スポーツ科学センターを包含する「ハイパフォーマンスセンター」の機能強化
 - ・トップアスリートに対してスポーツ医・科学、情報等を活用し多方面から支援
- ④ トップアスリート等のニーズに対応できる拠点の充実
- ・ナショナルトレーニングセンター中核拠点の拡充棟を2020年の約1年前までに整備し、オリンピック競技とパラリンピック競技の共同利用化を実現
 - ・ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点の活用

4 クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上

【政策目標】

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、クリーンでフェアなスポーツ（スポーツ・インテグリティ）の推進に一体的に取り組むことを通じて、スポーツの価値の一層の向上を目指す。

- ① コンプライアンスの徹底、スポーツ団体のガバナンスの強化及びスポーツ仲裁等の推進
 - ・全てのアスリート等が主体的に取り組むことができる教育研修の推進
 - ・スポーツ団体の組織運営をモニタリング・評価し、必要な助言・支援を実施
 - ・スポーツ仲裁自動応諾条項の採択等により、全てのスポーツ団体におけるスポーツに関する紛争解決の仕組みの整備を促進
- ② ドーピング防止活動の推進
 - ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けてドーピング検査員の育成をはじめ必要な体制の整備
 - ・ドーピング防止活動に係る情報を共有できる仕組みの構築
 - ・アスリートやサポートスタッフ、医師や薬剤師等に対する教育と、国際的なドーピング防止活動への貢献

第4章 施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項

計画の広報活動の推進。SNSをはじめ多様なメディアを活用し国民に直接発信。
大きな潜在力にふさわしいスポーツ関連予算の更なる強化はスポーツ関係者の総意。併せて、予算の効率的・効果的な活用と、スポーツ団体等における公的資金の適正使用を徹底。

スポーツ振興投票制度（toto）等を活用、スポーツに対する寄附や投資を活性化。
計画の進捗状況をスポーツ審議会等において定期的に検証。検証プロセスを公開し、検証結果を次期スポーツ基本計画の策定における改善に反映。

第2期滋賀県スポーツ推進計画 基本方針・政策・展開方策



◎中間見直しの策定経過

【平成30年度野洲市スポーツ推進審議会の開催経過】

■第1回野洲市スポーツ推進審議会

開催日 平成31年3月15日（金）

委員 山本博一（会長） 松並典子（副会長） 駒井朔男 中村幸道 小島幸雄
河上ひとみ 外田順一

審議案件 （1）野洲市スポーツ推進審議会 会長、副会長の選出について
（2）野洲市スポーツ推進計画の中間見直し（案）について
①野洲市スポーツ推進計画について
②スポーツ施設について

【令和元年度野洲市スポーツ推進審議会の開催経過】

■第1回野洲市スポーツ推進審議会

開催日 令和元年8月27日（火）

委員 山本博一（会長） 松並典子（副会長） 我孫子実 河上ひとみ 駒井朔男
中村幸道 外田順一

関係人 柴原 喬（野洲市老人クラブ連合会長）

審議案件 （1）余熱利用施設について
①野洲市余熱利用施設整備運営事業の概要について
②総合体育館トレーニング室の存続について
（2）第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会について
①ラグビーフットボール会場について
（3）野洲市スポーツ推進計画の中間見直しスケジュールについて

■第2回野洲市スポーツ推進審議会

開催日 令和2年3月16日（月）

委員 山本博一（会長） 松並典子（副会長） 我孫子実 河上ひとみ 駒井朔男
中村幸道 外田順一

審議案件 （1）野洲市スポーツ推進計画の中間見直し（案）について
（2）野洲市スポーツ推進計画の中間見直しスケジュールについて
（3）野洲市総合体育館トレーニング室 機器の更新について
（4）野洲市教育振興基本計画策定委員会 委員の推薦について

【令和2年度野洲市スポーツ推進審議会の開催経過】

■第1回野洲市スポーツ推進審議会

開催日 令和2年7月28日（火）

委員 山本博一（会長） 駒井朔男 石塚健一 河上ひとみ 外田順一

審議案件 （1）委員の解嘱ならびに委嘱について

（2）新型コロナウィルス感染症におけるスポーツ施設の対応について

（3）教育委員会事務局組織の事務移管について

（4）野洲市健康スポーツセンターについて

（5）野洲市スポーツ推進計画中間見直し（案）について

■第2回野洲市スポーツ推進審議会

開催日 令和2年10月27日（火）

委員 山本博一（会長） 松並典子（副会長） 石塚健一 河上ひとみ 駒井朔男

松崎剛和 外田順一

審議案件 （1）第79回国民スポーツ大会デモンストレーションスポーツについて

（2）野洲市スポーツ推進計画中間見直し（案）について

◎野洲市スポーツ推進審議会委員名簿

(敬称略)

(任期：平成31年2月1日 から 令和3年1月31日 まで)

役 職	氏 名	区 分	所 属	備考
会 長	山本 博一	1号 学識経験者	滋賀県スポーツ推進委員協議会	
副会長	松並 典子		野洲市スポーツ推進委員協議会	
委 員	駒井 朔男		野洲市スポーツ協会	
	中村 幸道		野洲市スポーツ少年団	令和2年3月31日まで
	松崎 剛和			令和2年4月1日から
	小島 幸雄			令和元年6月30日まで
	我孫子 実		野洲市体育振興会連絡協議会	令和元年7月1日から 令和2年3月31日まで
	石塚 健一			令和2年4月1日から
	河上ひとみ		さざなみスポーツクラブ	
	外田 順一		YASUほほえみクラブ	

◎野洲市スポーツ推進審議会に関する条例

○野洲市スポーツ推進審議会条例

平成19年9月26日

条例第27号

改正 平成23年9月22日条例第19号

(題名改称)

(設置)

第1条 スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第31条の規定に基づき、スポーツの推進に関する重要事項を調査審議するため、野洲市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(平23条例19・全改)

(所掌事務)

第2条 審議会は、野洲市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じ、スポーツの推進に関する計画その他のスポーツの推進施策について調査審議し、これらの事項に関して教育委員会に建議する。

(平23条例19・一部改正)

(組織)

第3条 審議会は、10人以内の委員で組織する。

(委員の任期)

第4条 審議会の委員(以下「委員」という。)の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後、最初に委嘱する委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、委嘱のあつた日から平成21年3月31日までとする。

付 則(平成23年条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

◎野洲市スポーツ推進審議会に関する規則

○野洲市スポーツ推進審議会条例施行規則

平成19年9月28日

教育委員会規則第6号

改正 平成23年10月20日教委規則第9号

(題名改称)

(趣旨)

第1条 この規則は、野洲市スポーツ推進審議会条例（平成19年野洲市条例第27号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、野洲市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(平23教委規則9・一部改正)

(審議会の委員)

第2条 条例第3条に規定する審議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) スポーツ団体の代表者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(平23教委規則9・一部改正)

(会長及び副会長)

第3条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 審議会は、特に必要があるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。
- 4 部会長は、部会の事務を総理する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名した委員が、その職務を代理する。

（関係人の出席）

第6条 審議会は、所掌事務の遂行に必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第7条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

（その他）

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成23年教委規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

